



鳥取県公報

平成 27 年 4 月 3 日 (金)
第 8 6 8 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	とっとりバイオフロンティアの利用料金の一部改正 (233) (経済産業総室) 2
	家畜検査手数料の収納事務の委託 (234) (畜産課) 2
	都市計画法第66条による告示 (235) (道路建設課) 3
	土地改良区の役員の就退任 (236) (中部総合事務所農林局) 3
	指定居宅介護支援事業者の指定 (237) (西部総合事務所福祉保健局) 4
	鳥取県立中央病院の警備保障、夜間等救急受付等業務に係る医療費の収納事務の委託 (238) (病院局総務課) 4
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活安全企画課) 4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (3件) (物品契約課) 5

告 示

鳥取県告示第233号

平成26年鳥取県告示第256号（とっとりバイオフロンティアの利用料金について）により告示した利用料金の一部を変更することについて、とっとりバイオフロンティアの設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第46号）第13条第2項の規定に基づき平成27年3月26日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成27年4月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>1 利用料金</p> <p>(1) 施設利用料等</p> <p>ア 略</p> <p>イ 研修室</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 35%;">利用料</th> <th style="width: 50%;">冷暖房料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td>1時間につき <u>252円</u></td> <td>1時間につき <u>78円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>別記1～別記3 略</p>	区分	利用料	冷暖房料	研修室	1時間につき <u>252円</u>	1時間につき <u>78円</u>	<p>1 利用料金</p> <p>(1) 施設利用料等</p> <p>ア 略</p> <p>イ 研修室</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 35%;">利用料</th> <th style="width: 50%;">冷暖房料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td>1時間につき <u>420円</u></td> <td>1時間につき <u>105円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>別記1～別記3 略</p>	区分	利用料	冷暖房料	研修室	1時間につき <u>420円</u>	1時間につき <u>105円</u>
区分	利用料	冷暖房料											
研修室	1時間につき <u>252円</u>	1時間につき <u>78円</u>											
区分	利用料	冷暖房料											
研修室	1時間につき <u>420円</u>	1時間につき <u>105円</u>											

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

鳥取県告示第234号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、家畜検査手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年4月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
大山乳業農業協同組合
- 2 委託した家畜検査手数料
平成27年2月27日付鳥取県告示第115号で命じた検査のうち、大山乳業農業協同組合の組合員から徴収するブルセラ病、結核病及びヨーネ病検査に係る手数料
- 3 委託期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

鳥取県告示第235号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年4月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 3・4・21号大工町土居叶線

2 施行者の名称

鳥取県

3 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目220

4 事業地

(1) 収用の部分

鳥取県鳥取市吉成字中坪、字西ノ欠、字分木及び字上分木、吉成二丁目、吉成三丁目、大覚寺字井古田及び字思按橋、的場字小寺及び字マニトバ、宮長字下坪、字上坪、字大坪及び字先井後並びに叶字下井原地内

(2) 使用の部分

鳥取県鳥取市吉成字分木、吉成三丁目、大覚寺字思按橋及び的場字小寺地内

鳥取県告示第236号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり宇野山土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年4月3日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

退任した役員の氏名及び住所

理 事	竹 中 節 蔵	東伯郡湯梨浜町大字宇野817
〃	水 野 讓	東伯郡湯梨浜町大字宇野1586
〃	上 川 昭	東伯郡湯梨浜町大字宇野772-2
〃	本 田 勝 義	東伯郡湯梨浜町大字宇野848
〃	中 川 勝	東伯郡湯梨浜町大字宇野1542
〃	松 村 基 嗣	東伯郡湯梨浜町大字宇野1559
〃	本 田 幸 夫	東伯郡湯梨浜町大字宇野1589
〃	伊 藤 義 輝	東伯郡湯梨浜町大字宇野790
〃	中 嶋 正 敏	東伯郡湯梨浜町大字宇野1613
〃	木 村 政 通	東伯郡湯梨浜町大字宇野1579-1
監 事	尾 坂 壽 秋	東伯郡湯梨浜町大字宇野847
〃	西 村 清 安	東伯郡湯梨浜町大字宇野798
〃	坂 本 文 弘	東伯郡湯梨浜町大字宇野800

平成27年3月8日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	浜 崎 正 美	東伯郡湯梨浜町大字宇野773
〃	米 沢 正 美	東伯郡湯梨浜町大字宇野788-3
〃	本 田 忠 義	東伯郡湯梨浜町大字宇野841
〃	本 田 孝 義	東伯郡湯梨浜町大字宇野846-1
〃	中 川 勝	東伯郡湯梨浜町大字宇野1542
〃	松 村 基 嗣	東伯郡湯梨浜町大字宇野1559
〃	本 田 幸 夫	東伯郡湯梨浜町大字宇野1589
〃	中 村 祐 一	東伯郡湯梨浜町大字宇野1604
〃	中 嶋 正 敏	東伯郡湯梨浜町大字宇野1613
〃	竹 中 英 巳	東伯郡湯梨浜町大字宇野1635
監 事	尾 坂 壽 秋	東伯郡湯梨浜町大字宇野847
〃	西 村 清 安	東伯郡湯梨浜町大字宇野798
〃	蔵 本 広 美	東伯郡湯梨浜町大字宇野1611

平成27年3月9日就任 任期4年

鳥取県告示第237号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年4月3日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社あーち	あーち居宅介護支援事業所	境港市上道町2181-4	平成27年5月1日

鳥取県告示第238号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、鳥取県立中央病院の警備保障、夜間等救急受付等業務に係る医療費の収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成27年4月3日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

- 1 委託の相手
富士総合警備保障株式会社
- 2 委託期間
平成27年4月1日から平成31年3月31日まで

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成27年4月3日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成27年5月3日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

飛しょうする標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 12,300円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年 4 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

除雪トラック（7 t 級、4 × 4） 2 台

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成 27 年 11 月 27 日（金）

(4) 納入場所

鳥取県鳥取市千代水二丁目 17 鳥取県鳥取県土整備事務所車両基地

(5) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に 100 分の 108 を乗じて得た金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

なお、入札価格は、鳥取県が購入する物品に係る自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税、自動車税及び自動車取得税は含まない金額とすること。また、入札価格は、鳥取県が購入する物品に係るリサイクル料金を含めた金額とすること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 24 年鳥取県告示第 606 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の車両に登録されている者であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成 27 年 4 月 13 日（月）午後 5 時までに 4 の（1）の場所に提出すること。

(3) 平成 27 年 4 月 3 日（金）から同年 5 月 13 日（水）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成 27 年 4 月 3 日（金）から同年 5 月 13 日（水）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
鳥取県土整備部道路企画課維持担当
電話 0857-26-7356

(3) 入札説明書の交付方法

平成 27 年 4 月 3 日（金）から同月 20 日（月）までの日にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成 27 年 4 月 3 日（金）から同月 20 日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成 27 年 5 月 7 日（木）午前 11 時から同月 13 日（水）正午まで（午後 6 時から翌午前 8 時までの間並びに日曜日及び土曜日を除く。）。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月 12 日（火）午後 5 時までとする。

イ 開札日時

平成 27 年 5 月 13 日（水）午後 1 時

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

(2) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(3) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(4) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を 4 の(1)の場所に、平成 27 年 4 月 20 日（月）午後 5 時までに次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類が電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により提出すること。

(5) 入札参加者は、(4)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に 100 分の 108 を乗じて得た額の 100 分の 5 以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113

条第 1 項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号）第 17 条の規定により契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5 の(4)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Snow removing truck(7t class, 4 wheel drive) Quantity 2

(2) April 20, 2015 5 : 00PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) May 13, 2015 Noon : Time-limit for submission of tenders

May 12, 2015 5 : 00PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for notice : Office of Procurement Services Bureau of Finances and Accounts Contract and Supplies Office Tottori Prefecture Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi
680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7433

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年4月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

ロータリー除雪車 (2.6m級) 1台

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年11月20日 (金)

(4) 納入場所

鳥取県倉吉市下田中町825 鳥取県中部総合事務所県土整備局特殊車両車庫

(5) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額 (以下「入札価格」という。) に100分の108を乗じて得た金額 (1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。) を契約金額とする。

なお、入札価格は、鳥取県が購入する物品に係る自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税、自動車税及び自動車取得税は含まない金額とすること。また、入札価格は、鳥取県が購入する物品に係るリサイクル料金を含めた金額とすること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号 (物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について) に基づく競争入札参加資格 (以下「競争入札参加資格」という。) を有する者で、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の車両に登録されている者であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成27年4月13日 (月) 午後5時までに4の(1)の場所に提出すること。

(3) 平成27年4月3日 (金) から同年5月13日 (水) (再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日) までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱 (平成7年7月17日付出第157号) 第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成27年4月3日 (金) から同年5月13日 (水) (再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日) までの間のいずれの日においても、会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県県土整備部道路企画課維持担当
電話 0857-26-7356

(3) 入札説明書の交付方法

平成27年4月3日(金)から同月20日(月)までの日にインターネットのホームページ(物品電子調達ウェブサイト(<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>))から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成27年4月3日(金)から同月20日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成27年5月7日(木)午前11時から同月13日(水)正午まで(午後6時から翌午前8時までの間並びに日曜日及び土曜日を除く。)。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月12日(火)午後5時までとする。

イ 開札日時

平成27年5月13日(水)午後1時

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)による電子入札又は紙入札により行うものであること。

(2) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(3) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(4) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に、平成27年4月20日(月)午後5時までに次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類が電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により提出すること。

(5) 入札参加者は、(4)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1

項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定により契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(4)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Rotary snow plow(2.6m class) Quantity 1

(2) April 20, 2015 5 : 00PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) May 13, 2015 Noon : Time-limit for submission of tenders

May 12, 2015 5 : 00PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for notice : Office of Procurement Services Bureau of Finances and Accounts Contract and Supplies Office Tottori Prefecture Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7433

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年4月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

ロータリー除雪車 (2.6m級) 1台

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年11月20日 (金)

(4) 納入場所

鳥取県米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所米子県土整備局車両基地

(5) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額 (以下「入札価格」という。) に100分の108を乗じて得た金額 (1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。) を契約金額とする。

なお、入札価格は、鳥取県が購入する物品に係る自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税、自動車税及び自動車取得税は含まない金額とすること。また、入札価格は、鳥取県が購入する物品に係るリサイクル料金を含めた金額とすること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号 (物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について) に基づく競争入札参加資格 (以下「競争入札参加資格」という。) を有する者で、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の車両に登録されている者であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成27年4月13日 (月) 午後5時までに4の(1)の場所に提出すること。

(3) 平成27年4月3日 (金) から同年5月13日 (水) (再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日) までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱 (平成7年7月17日付第157号) 第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成27年4月3日 (金) から同年5月13日 (水) (再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日) までの間のいずれの日においても、会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県県土整備部道路企画課維持担当
電話 0857-26-7356

(3) 入札説明書の交付方法

平成27年4月3日(金)から同月20日(月)までの日にインターネットのホームページ(物品電子調達ウェブサイト(<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>))から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成27年4月3日(金)から同月20日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成27年5月7日(木)午前11時から同月13日(水)正午まで(午後6時から翌午前8時までの間並びに日曜日及び土曜日を除く。)。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月12日(火)午後5時までとする。

イ 開札日時

平成27年5月13日(水)午後1時

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)による電子入札又は紙入札により行うものであること。

(2) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(3) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(4) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に、平成27年4月20日(月)午後5時までに次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類が電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により提出すること。

(5) 入札参加者は、(4)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1

項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定により契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(4)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Rotary snow plow(2.6m class) Quantity 1

(2) April 20, 2015 5 : 00PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) May 13, 2015 Noon : Time-limit for submission of tenders

May 12, 2015 5 : 00PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for notice : Office of Procurement Services Bureau of Finances and Accounts Contract and Supplies Office Tottori Prefecture Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7433